（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号。附則第五条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

七　平成三十一年度	
昭和十五年度	七八〇・七三六
昭和十六年度	六五七・〇二七
昭和十七年度	六四二・二三二
昭和十八年度	六一五・一二三
昭和十九年度	五七四・八一六
昭和二十年度	五〇六・三二七
昭和二十一年度	四四七・一六九
昭和二十二年度	四七・二四七
昭和二十三年度	二〇・五三九
昭和二十四年度	一〇・七八九
昭和二十五年度	七・九三一
昭和二十六年度	七・九三一
昭和二十七年度	六・六七三
昭和二十八年度	六・三〇八
昭和二十九年度	五・八六二
昭和三十年度	五・四四三
昭和三十一年度	五・四四三
昭和三十二年度	五・四二三
昭和三十三年度	五・二三〇
昭和三十四年度	五・二三〇
昭和三十五年度	五・一六九
昭和三十六年度	四・九五四
昭和三十七年度	四・六五五
昭和三十八年度	四・二九五
昭和三十九年度	三・九二一
昭和四十年度	三・七三六
昭和四十一年度	三・四四三
昭和四十二年度	三・二二七
昭和四十三年度	三・〇六五
昭和四十四年度	二・八六〇
昭和四十五年度	二・六六九
昭和四十六年度	二・四〇七
昭和四十七年度	二・二〇五
昭和四十八年度	二・〇五五
昭和四十九年度	一・七三五
昭和五十年度	一・二二〇
昭和五十一年度	〇・九八八
昭和五十二年度	〇・八一七
昭和五十三年度	〇・六八一
昭和五十四年度	〇・六一三
昭和五十五年度	〇・五五五
昭和五十六年度	〇・四四四
昭和五十七年度	〇・三七七
昭和五十八年度	〇・三三九
昭和五十九年度	〇・三一四
昭和六十年度	〇・二八五
昭和六十一年度	〇・二六〇